

市内店舗キャッシュレスポイント還元事業支援業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務の名称

市内店舗キャッシュレスポイント還元事業支援業務委託

(2) 目的

事業者・消費者双方のキャッシュレス化推進を後押しすると同時に、市民の消費喚起による地域経済の回復を目的とし、キャッシュレス決済にかかるポイント還元を実施する。

(3) 業務内容

宝塚市内の中小・小規模事業者を中心に事業の参加店舗とし、消費者がキャッシュレス決済を通じて得たポイントを還元する。ポイント還元事業を実施するにあたり、キャッシュレス決済事業者との各種調整及びポイント還元部分の補助額の予算進捗管理などの事務局運営を行う。

(4) 業務期間

契約締結日 から 令和 5 年(2023 年) 3 月 31 日 までの間で必要な期間

※キャンペーン実施期間決定後、改めて委託者と協議すること

2 提案限度額

7,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

※ただし、上記金額にキャンペーン手数料や運営費など、ペイメント利用料は上記金額に含まず、別途支払う。

3 業務に関する基本的事項

(1) 提案者に求める資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、提案者は以下の事項をすべて満たしていることを募集の要件とする。

(ア) 法人格を有している者であること

(イ) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 各項の規定に該当する者でないこと

(ウ) 参加表明から選定結果の通知の日までの期間に、宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(エ) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 24 年条例第 6 号。以下「暴力団排除条例」という。))第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。

(オ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく再生手続き開始の申立てをしている者、または、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。

- (カ) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (キ) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (ク) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (2) 応募に際して提案者に求める条件
  - 提案者は、本業務委託契約に付随する、委託者とキャッシュレス決済事業者及び提案者間において必要な契約等の締結がある場合、その調整を行うこと。また、これに該当する契約がある場合、審査会において説明を行うこと。
- (3) 業務の再委託
  - 包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前に委託者と協議を行うこと。
- (4) 秘密保持義務
  - 業務に従事している者は、業務に際して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務が終了した後においても同様とする。
- (5) 個人情報の保護
  - 個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。
- (6) 情報公開
  - 業務に関して保有する情報の公開について必要な措置を講じること。

#### 4 企画提案書の作成

以下の項目について、企画提案書を作成すること。

※企画提案書の様式等は、日本工業規格 A4 サイズとする。

- (1) 事業の実施方針、キャンペーン実施期間等(様式第 2 号)
  - また、本業務委託仕様書に沿って、事業実施に伴うシミュレーションを提示すること。
- (2) 見積書(様式第 3 号)
  - ※今回の委託業務に係る経費の内訳(任意様式)も提出すること。
- (3) 過去の同様の業務実績(様式第 4 号)

#### 5 提案書類の提出

- (1) 提出期限
  - 令和 4 年(2022 年) 7 月 14 日(木) 午後 5 時まで(必着)
- (2) 提出書類
  - (ア) 参加申請書(様式第 1 号)
  - (イ) 企画提案書(様式第 2 号)
  - (ウ) 見積書(様式第 3 号)
  - (エ) 経費の内訳(任意様式)
  - (オ) 過去の業務実績(様式第 4 号)
  - (カ) 誓約書(様式第 5 号)

宝塚市入札参加資格者名簿登録されていない場合は、上記(ア)~(カ)に加えて、次の書

類を提出すること。

(キ) 登記事項証明書

(ク) 「法人税」「消費税・地方消費税」の納税証明書

(ケ) 宝塚市に事業所を有する場合は、法人市民税、固定資産税の直近1年間の納税証明書

※ただし、上記資料の他に追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 提出部数

(ア)～(ケ) 原本各1部ずつ

(ア)、(イ)、(エ)、(オ) 写し各10部ずつ

(4) 提出方法

持参または郵送、もしくは電子データとする。

※郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに到着するよう発送すること。また、電子データの場合は、必ず着信確認を行うこと

(5) 提出先

宝塚市 産業文化部 産業振興室 商工勤労課

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

電話：0797-77-2011 FAX：0797-77-2171

e-mail：[m-takarazuka0066@city.takarazuka.lg.jp](mailto:m-takarazuka0066@city.takarazuka.lg.jp)

(6) 質疑の受付

本要領に関する質疑は文書(様式任意)によること。

受付期間は、令和4年7月6日(水)正午までに持参、FAX またはメールにて行うこと。(必ず着信確認を行うこと)

(7) 質疑の回答

令和4年7月8日(金)午後1時以降に、すべての質問及び回答について、宝塚市ホームページに掲載する。

(8) 提案書等の変更の禁止等

提出期限後において、提案書等の内容を変更することはできない。また、提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

(9) 重複提案の禁止

提案は1団体につき1つとする。複数の提案は認めない。ただし、複数の団体による1つの提案は可能とする。

(10) ヒアリングの実施

委託者が必要と認める場合は、提案書等の提出後に、提案者に対してヒアリングを実施する。

(11) 費用の負担

提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。

(12) 提案の辞退

提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

(13) 資料の取り扱い

委託者が提供する資料は提案に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、委託者の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させること、又は内容を提示することを禁じる。

## 6 審査方法

### (1) プロポーザル審査会

提出された企画提案書等の書類審査及び企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリング等を適宜行い、下記 7 で示す審査基準に基づいて採点を行う。

なお、当該審査会は提案者が1者のみであっても審査を実施する。審査会の日時、場所等の詳細は、提案書等受付締切り後、各提案者に通知を行う。

### (2) 審査結果について

審査結果は、提案者全員に書面にて通知を行う。

## 7 審査基準

審査に関する評価項目は以下のとおりとする。

審査項目	審査事項	配点
全体評価	仕様書を的確にふまえ、明確かつ具体的に提案されているか。また、事業の目的に関する理解と知識が十分にあるか。	20 点
業務の内容	実施方法が具体的で、かつ幅広い事業者を対象として、目的を達成できる事業内容となっているか。また、効率的であるか。	30 点
実施体制	仕様書に定められた業務を安定的かつ、的確、迅速、誠実に実施することができる十分な実施体制であるか。	20 点
業務実績	同種の業務実績が豊富にあり、業務遂行能力があるか。また、過去の実務実績が効果的かつ魅力的なものであるか。	20 点
受託希望金額	配分点(10点) × 最低見積価格 ÷ 見積価格 (計算結果は小数点以下切捨てとする)	10 点
合計		100 点

## 8 受託候補者の特定

受託候補者は、以下のとおり選定を行う。

- (1) 評価委員の採点合計点数が、満点の6割以上のものの中から高い順に受託候補者および次順位者(補欠)を特定する。
- (2) 採点合計点数が複数の提案者で同点となった場合、再議のうえ委員の多数決により決定するものとする。

## 9 契約

- (1) 受託候補者選定後、委託者の担当が必要と判断した場合は、企画提案の内容について協議を行うことがある。その場合、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。

- (2) 選定された受託候補者との契約が成立しなかった場合は、次順位者と協議を行い、契約相手方を決定する。(プロポーザルへの参加者が1者の場合を除く。)
- (3) 受託候補者が、この要項に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

## 10 実施に関するスケジュール

- |                  |                  |     |        |
|------------------|------------------|-----|--------|
| (1) 募集開始(公示)     | 令和4年(2022年)6月30日 | (木) |        |
| (2) 質疑受付締切り      | 令和4年(2022年)7月6日  | (水) | 正午まで   |
| (3) 質疑回答         | 令和4年(2022年)7月8日  | (金) | 午後1時から |
| (4) 提案書等受付締切り    | 令和4年(2022年)7月14日 | (木) | 午後5時まで |
| (5) プレゼンテーション審査会 | 令和4年(2022年)7月19日 | (火) | 午後(予定) |
| (6) 結果通知         | 令和4年(2022年)7月下旬  |     | 予定     |
| (7) 契約締結         | 令和4年(2022年)8月初旬  |     | 予定     |

## 11 その他留意事項

- (1) 提出期限後の提案書等の内容を変更すること、再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とする。
- (3) 提出書類は返還しないととも、プロポーザル以外の用途には提案者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明にかかる費用は提案者の負担とする。
- (5) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約を締結する際に、暴力団排除条例第7条及び宝塚市等の事務等からの暴力団の排除の推進に関する要綱第3条第3号に基づく誓約書を提出すること。
- (7) 宝塚市情報公開条例第6条第1項に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。  
 なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とする。

## 12 担当部署(問い合わせ先)

宝塚市 産業文化部 産業振興室 商工勤労課  
 〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号 TEL 0797-77-2011(直通)